



環 第 2 8 3 号
令和6年7月26日

福井県知事 杉本 達治 様

敦賀市長 米澤 光治



(仮称) 鉢伏山風力発電事業
環境影響評価準備書に係る意見について (回答)

令和6年5月31日付け環政第238号で照会のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

1 全体的事項

- (1) 本事業は、再生可能エネルギーの導入拡大及び地球温暖化対策に大きく貢献するものであるが、その一方で、豊かで広大な山林の開発は自然環境への影響が懸念される。したがって、環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を可能な限り回避あるいは低減することとし、代償措置を優先することがないよう努めること。

なお、環境保全措置の検討を行った結果、本事業の実施により重大な環境影響等を回避できない場合又は十分な低減ができない場合は、事業の取りやめを含め、抜本的な事業計画の見直しを行うこと。

- (2) 近年の異常気象による自然災害や、全国的に風力発電機の破損・倒壊事故が発生していることを踏まえ、計画の段階から最悪の事態を想定し、事業を進めること。また、風力発電事業に対する地域住民の理解と信頼を得るためにも、上記の事故等が起きないように十分に注意を払い、安心と安全を第一に事業を進めること。

本事業をはじめ、同様の風力発電事業が近隣に計画されているため、他事業者と可能な範囲で連携、情報共有を図り、超低周波音、景観及び鳥類等における累積的影響の有無を調査すること。

- (3) 風力発電事業は、前提条件として、自然環境（風況）に大きく左右され

るため、事業に適した風況であることの客観的な評価、事業の確実性について明らかにし、評価書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 騒音・振動及び超低周波音について

対象事業実施区域周辺は比較的静穏な環境であるため、発電設備から発せられる騒音が基準を満たす低レベルのものであっても、地形や風向きによっては周辺住民が受忍し難いレベルに感じ取れる場合もある。したがって、騒音の予測、評価については発電設備の機種及び配置のみならず、地形や風向き、対象事業実施区域周辺の暗騒音（発電設備が存在しない状態の周辺の騒音レベル）と発電設備から発せられる騒音とのレベルの差等を考慮し、対策を講じること。

超低周波音については、令和2年8月の発電所アセス省令（経済産業省）改正に伴い、参考項目から削除されたものの、引き続き最新の知見を踏まえたデータの収集・蓄積に努めるとともに、人体及び動植物への影響を回避すること。

大型機材を搬入、移送する場合は、車両通行時に騒音及び振動を極力発生させないよう努め、夜間においては特に注意するとともに、実際に工事用資材等を運搬する時間帯で騒音調査を行うこと。

(2) 水質・地下水について

造成工事に伴う土地の改変等によって、周辺河川等の水質に影響が出ないよう事業を進めること。また、周辺河川等に土砂や濁水等が流入しないよう対策を講ずること。

発電機等の塗料については、風雪等ではがれにくい、環境に配慮したものを使用し、有害物質や油類を周辺河川等に流出させないこと。

対象事業実施区域周辺の地区では地下水を生活用水及び農業用水として利用しているため、地下水の枯渇や有害物質による水質の汚濁等が起きないよう事業を実施すること。また、万が一、そういった事象が起こった場合でも被害を最小限にとどめるよう対策措置等を検討し、周辺住民の要望等については、誠意をもって対応すること。

(3) 動植物・生態系について

コウノトリやクマタカなど鳥類への影響については、専門家等からの意見や助言を踏まえ、場合によっては複数営巣期調査を行うなど臨機応変に調査方法を検討すること。また、運転開始後にモニタリングを実施し適切

な対策を講ずること。

イヌワシなどの鳥類及びコウモリ類の生息状況に係る影響については、十分な調査により得たデータを用いての比較・対照による分析が不可欠であることから、工事の実施並びに施設の稼働の前後における生息状況が比較・対照できるよう、具体的かつ十分な調査量となる事後調査計画を立て評価書に記載すること。

バードストライク等による被害が生じないように、発電設備の色彩の選定に当たっては十分検討すること。また、専門家等の助言を受けて稼働制限などの予防的措置を講ずること。

コウモリの哺育期における捕獲調査に当たっては、細心の注意を払うこと。

大型機材搬入等のための道路拡幅工事や風力発電機設置等に伴い、土地の改変を行った場合は、植樹による現状復旧措置や、台風や豪雨等に対する適正な土砂流出防備対策等を講ずる等、住民の生活及び生態系の保全措置に努めること。

樹木を伐採することで山から海へと運ばれる栄養分にも変化があると考えられるため、海域の魚類の生育に影響がないか調査、予測及び評価すること。

本事業に伴う樹木の伐採、土地の改変、発電設備の設置・稼働及び建設機械の稼働による様々な影響要因によって、周辺の動植物及び生態系への影響が懸念される。したがって、幅広い専門家等から意見を聴取する等、調査、予測及び評価に努め、特に対象事業実施区域でしか確認されていないような希少な動植物及び生態系については、最大限の保全措置を講ずること。

イノシシ、クマ、シカ等による農作物及び人への被害が年々増加傾向にあるため、大規模に山林を開発する本事業により、獣害が更に増えることが懸念される。また、対象事業実施区域周辺では、他の風力発電事業が先行しており、これらとの累積的な環境影響が懸念される。したがって、住民の生活環境保全のため、他事業者と可能な範囲で連携、情報共有を図り、累積的な調査に努めること。また、周辺住民の要望等については、誠意をもって対応すること。

(4) 保安林等の伐採について

対象事業実施区域周辺には保安林等の森林が広がっていることから、伐採等の開発行為により水源涵養や土砂流出防備等の機能に影響がないか調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 景観について

対象事業実施区域周辺には、景観資源が複数存在するため、フォトモンタージュ等の視覚的予測方法を用いて、景観への影響の程度を適切に調査、予測及び評価すること。また、専門家や地域住民等の意見も踏まえつつ、発電設備の配置や色彩等について十分に検討すること。

フォトモンタージュには他事業者の風力発電機も入れ込み評価するよう努めること。

(6) 廃棄物等の処分について

事業終了後又は災害等により風力発電機の破損・倒壊事故が発生した場合は、関係設備を迅速かつ適正に撤去、処分すること。また、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、あらかじめ廃棄等費用（風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用）の総額を算定した上で、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定すること。

なお、事業計画に基づく積立額の状況については適宜公表すること。

(7) 農林業について

工事中の排水については、周辺農地へ土砂、濁水の流出がないよう濁水対策を講じ施工すること。

土地の改変については、周辺森林施業へ影響がないよう施工すること。また、施工後には林地開発許可申請に適合するよう緑化等を実施すること。

(8) 文化財について

対象事業実施区域周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地・鉢伏城跡にかかっているため、開発に際しては事前に本市所管部局（教育委員会文化振興課）と協議すること。

(9) 大規模豪雨災害について

令和4年8月の豪雨のような大規模な土砂災害の発生が懸念されることから、対象事業実施区域やその周辺において、当該豪雨と同程度の災害が事業実施後に発生した場合にどう影響を及ぼすのか調査を行うこと。また、災害に関する影響の調査を行うに当たり、再調査が必要と判断した場合は、求められる調査を確実にを行い、その調査結果を事業計画に反映させること。

工事計画に当たっては、過去の雨量データの最大値を用いた排水機能や

土留め機能等の対策を適切に講ずること。

当該地形及び地質により過去に集中豪雨で大規模な土石流が発生し甚大な災害を引き起こしていることを考慮し、本件建設工事部分のみの想定だけでなく、当該山地全体の総合的な評価をすること。

(10) その他

計画策定に当たっては、過去の経験、最新の知見、地域特性を踏まえ対応すること。

工事作業期間においては、周囲の安全を確保し、工事車両の通行には十分注意すること。また、工事車両の通行が通退勤等の時間における道路状況に影響を及ぼすことのないよう、車両通行状況等を調査し、影響の回避・低減に努めること。(評価書に工事関係車両の1日当たりの台数を記載すること。)

適宜、地元説明会の実施等により、周辺地区に必要な事業説明を行うとともに、積極的な情報の公開に努め、住民からの問い合わせには真摯に対応すること。

資材搬入等で敦賀港を利用する場合は、各関係機関と調整を行うこと。

里道及び河川に工作物を設ける場合や土地の払下げ等が必要な場合は、事前に本市所管部局（道路河川課）と協議すること。

大規模な木竹の伐採、土地取引及び切土盛土を行う場合は、関係法令等に基づき必要となる届出、協議等を確実にすること。

発電機等のメンテナンスを行う際、資材を放置する等により、周辺環境や景観を損なわないようにすること。

本事業により新たに設置する雨水排水設備については、定期的な点検を行い機能維持に努めること。また、既存の排水設備についても同様に、各関係機関と調整した上で、機能維持に努めること。

なお、将来的に事業を廃止する際は、原状回復するか、排水設備の機能が損なわれることのないよう事業者の責任において、開発前の排水機能が維持されるようにすること。

風車の選定に当たっては、対象事業実施区域の風条件等を満足する基準のものを選定すること。

事業活動に伴って生活環境への被害に係る苦情が寄せられたときは、迅速かつ適切に処理するなど、地域住民等と常に良好な関係を築くように努めること。